

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 インフラ長寿命化計画(行動計画)

[令和4年度～令和7年度]

令和4年9月

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

目 次

1	はじめに.....	1
2	用語の定義.....	1
3	対象施設.....	1
4	計画期間.....	1
5	対象施設の現状と課題.....	1
	(1) 点検・診断、修繕・更新等.....	1
	(2) 基準類の整備.....	2
	(3) 情報基盤の整備と活用.....	2
	(4) 個別施設計画の策定・推進.....	2
	(5) 新技術の導入.....	2
	(6) 予算管理.....	2
	(7) 体制の構築.....	2
6	中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し.....	3
7	必要施策に係る取組の方向性.....	3
	(1) 対象施設に対する基本的な考え方.....	3
	(2) 取組の促進.....	3
	ア 点検・診断、修繕・更新等.....	3
	イ 基準類の整備.....	3
	ウ 情報基盤の整備と活用.....	3
	エ 個別施設計画の策定・更新.....	3
	オ 新技術の導入.....	3
	カ 予算管理.....	3
	キ 体制の構築.....	4
8	フォローアップ.....	4
9	その他.....	4

1 はじめに

政府全体の取組として、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が取りまとめられた。

この基本計画に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）が管理・所有する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成28年12月「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を令和2年までを計画期間として策定した。

今後は、これまでの施設の維持管理・更新等に係る取組により蓄積された知見を活用し、行動計画の内容を充実させるとともに着実に実施することにより、事後保全から予防保全への転換を一層推進し、もって中長期的な維持管理・更新等のコストの縮減及び予算の平準化に取り組むものとする。

2 用語の定義

この行動計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支部 三沢支部、座間支部、岩国支部及び佐世保支部をいう。
- (2) 施設 機構が所有する固定資産（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構会計規程（平成14年駐労規第19号）第25条第3項に規定する固定資産をいう。以下同じ。）であって、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に属する固定資産の管理に関する規則（平成14年駐労規第24号。以下「管理規則」という。）別表第2に定める分類のうち、建物及び構築物をいう。
- (3) 関係法令等 建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他の施設の点検及び維持管理・更新等に必要な法律並びに基準類をいう。
- (4) 管理責任者 管理規則第7条第2項に規定する固定資産管理責任者をいう。

3 対象施設

機構が所有する全ての施設を対象とする。ただし、借受施設を除く。

4 計画期間

令和4年度から令和7年度までを計画期間とする。

5 対象施設の現状と課題

(1) 点検・診断、修繕・更新等

施設のうち支部の建物は、駐留軍等労働者の労務管理事務が各県にあつ

た時に竣工されたものであり、いずれも竣工後40年以上を経過しており、経年劣化の進行が見られる。そのため、建物の安全を維持しつつ運営していく必要があることから、平成24年度に「支部庁舎建物等劣化診断調査」を行い、劣化診断修繕計画（必要に応じて見直し）を作成し保全管理に努めている。

しかしながら、修繕に係る施工管理・設計や劣化診断など、外部委託による対応が必要であるところ、厳しい財政状況から費用の確保に苦慮している状況にある。

(2) 基準類の整備

施設の維持管理・更新等については、関係法令等に基づき行っている。引き続き、関係法令等の改定等が行われた場合には、現在保有する規則等に反映するなど、維持管理・更新等の効率化に努める必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

施設の固定資産上の管理は、電子化された固定資産台帳により行っており、また、維持管理・更新等に関する情報は紙台帳等で記録している。いずれも、機構本部において一括して管理を行っている。

(4) 個別施設計画の策定・推進

劣化診断修繕計画において施設ごとの計画を策定しているところであるが、支部の施設の劣化に係る点検・診断については、平成25年度以降実施していないことから、定期的に点検・診断を行い、その結果を踏まえて修繕・更新等に係る中長期的な全体像を把握し、必要に応じて劣化診断修繕計画を見直す必要がある。

(5) 新技術の導入

施設の維持管理・更新等に関する新技術や長寿命化に資する材料・工法の導入については、安全に対する信頼性や作業の効率性、性能に見合った経済性等を考慮する必要がある。

(6) 予算管理

機構としては、施設の適切な管理・運用を維持する観点から、維持管理・更新等を行っていくことが重要であるものの、厳しい財政状況下において必要な予算の確保に苦慮しているところである。

施設の維持管理・更新等を的確に実施するには、定期的な点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、支部ごとに修繕・更新等に係る対策費用や対応の緊急性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、必要な修繕を計画的に実施していく必要がある。

(7) 体制の構築

施設の維持管理・更新等は、劣化診断修繕計画において施設ごとに計画されていることから、行動計画で示す機構の取組を着実に実施するためには、支部の管理責任者が維持管理・更新等に関して責任をもって実施する必要がある。

機構本部においては、支部の管理責任者及び関係部署と適宜調整し、取組を着実に実施するための体制を維持していくことが必要である。

6 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し

厳しい財政状況下において施設の機能を維持していくためには、的確な維持管理・更新等を行うことでトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることが必要であり、また、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握する必要がある。

今後、支部ごとに定期的な点検・診断を実施し、必要に応じて劣化診断修繕計画の見直しを行い、機構全体として中長期的な維持管理・更新等のコストをより正確に見通すように努める。

7 必要施策に係る取組の方向性

(1) 対象施設に対する基本的な考え方

ア 施設について、関係法令等で定める点検・診断を確実に実施する。

イ 定期的な点検・診断の結果を踏まえ、必要に応じ劣化診断修繕計画の見直しを行う。

(2) 取組の促進

対象施設に対する基本的な考え方を踏まえつつ、次に示す取組を促進していく。また、取組を促進する上で必要となる費用の適切な確保に努める。

ア 点検・診断、修繕・更新等

(ア) 管理責任者は、施設に関して、関係法令等で定められた点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な修繕・更新等を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施し、当該施設をできる限り長期的に利用できるよう努める。

(イ) 管理責任者は、建物の建て替えに当たっては、駐留軍等労働者の利便性も考慮し、その時期を検討する。

イ 基準類の整備

(ア) 定期的な点検・診断、維持管理・更新等については、関係法令等に基づき実施する。

(イ) 適時・適切に規則等の改定を行う。

ウ 情報基盤の整備と活用

電子化された固定資産台帳を活用し、施設の維持管理・更新等に必要な情報を有効に利用するよう努める。

エ 個別施設計画の策定・更新

支部の管理責任者は、経年劣化や損傷等による施設の状態を適切に把握し、適宜、劣化診断修繕計画を更新する。

オ 新技術の導入

施設の維持管理・更新等に関する新技術や長寿命化に資する材料・工法については、安全に対する信頼性や作業の効率性、性能に見合った経

済性等を考慮した業者の選定に努める。

カ 予算管理

機構本部は、必要な予算の安定的な確保に努め、劣化診断修繕計画を踏まえ計画的な点検・診断、修繕・更新等を実施する。

キ 体制の構築

(ア) 機構本部及び支部は、施設の適切な保全が維持されるよう、維持管理・更新等の業務を着実に実施するために必要となる人材・体制を引き続き確保するよう努める。

(イ) 支部の管理責任者は、施設の適切な保全が維持されるよう、事務担当者の施設の維持管理・更新等の業務に対する意識向上に努める。

8 フォローアップ

機構本部総務部会計課長は、7に示す取組に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策については、課題の整理と解決方法等の検討を行う。

9 その他

この行動計画の実施に関し必要な細部の事項は、機構本部総務部会計課長が定めるものとする。